

日本学生支援機構奨学金返還支援（代理返還）制度

制度ご利用のてびき



将来の担い手となる
職員の皆さんを応援します！

2025 年 4 月
一般財団法人温知会

奨学金返還支援（代理返還）制度について

奨学金返還支援（代理返還）制度とは、独立行政法人 日本学生支援機構から第一種または第二種の貸与奨学金を借りていた職員に代わり、一般財団法人温知会が毎月返還額の全て又は一部を機構に直接送金する制度です。この制度により、職員が奨学金を返還する負担が軽減されます。また、代理返還された金額を温知会に返す必要はありません。

奨学金について

一般財団法人温知会（以後「本会」と言います）が設置した「奨学金返還支援（代理返還）制度」（以後「支援制度」と言います）において、支援の対象とする奨学金は次の奨学金を指します。

独立行政法人 日本学生支援機構が貸与した「第一種」及び「第二種」の奨学金

奨学金は大きく「公的奨学金」と「民間奨学金」の2種類に分けることができます。公的奨学金は国や地方自治体が行うもので、日本学生支援機構が行う奨学金もこの奨学金に該当します。民間奨学金は学校独自や育英団体、企業等が行うものなどがあり、一般財団法人温知会奨学金も民間奨学金に該当します。ご自分が貸与されていた奨学金が本制度の対象になるか分からない方は、一度お問い合わせください。

代理返還の限度額について

40,000 円 / 月（総額 2,880,000 円）

毎月の返還額が
40,000 円以下の場合



40,000 円を温知会が機構へ送金

※毎月の返還額を超えて支援することで
繰上返還となり返還期間が短縮されます。

毎月の返還額が
40,000 円を超える場合



40,000 円を温知会が機構へ送金 + 超過分を職員本人が機構へ送金

本会が職員に代わって機構に返還する代理返還の限度額は、月額 40,000 円です。毎月の奨学金返還額が 40,000 円以下の場合、40,000 円を本会が機構へ送金します。毎月の返還額を超えて支援することで繰上返還となり、ご本人の返還期間は短縮されることになります。また、毎月の奨学金返還額が 40,000 円を超える場合は、本会が 40,000 円を機構へ送金するとともに、ご本人が 40,000 円を超過した部分の金額を直接機構に送金することになります。

支援制度の対象者について

① 2025（令和 7）年 4 月 1 日以降に正規職員として採用された **看護職（看護師・助産師・保健師・准看護師）** で、日本学生支援機構の貸与奨学金を借り、奨学金返還が開始される又は既に返済中の方

② これから看護職員採用試験に応募予定であり、本会に勤務することをお約束できる方

※貸与を受けた本人が返済を行っている又は行う予定であることが条件です。

※看護師人材紹介会社等を介して採用になった方、一般財団法人温知会看護師奨学金の貸与を併用している又は併用していた方については、本制度の対象外です。

代理返還（支援）の期間について

この支援制度は、将来本法人の担い手となる皆さんを応援する取り組みの一環として、仕事に慣れ職場に定着し、生活基盤などが確立するまでの期間に奨学金を代理返還するものです。代理返還期間は下記のとおりです。

① 4 年制大学就学後、2025（令和 7）年 4 月 1 日以降に
本会の看護職員として採用された方



奨学金返還の開始から
上限 72 か月

② 専門学校・短期大学（3 年制）就学後、2025（令和 7）年
4 月 1 日以降に本会の看護職員として採用された方



奨学金返還の開始から
上限 60 か月

③ 現に貸与奨学金を返還している方



初回振替日を 1 か月目とし、
①又は②の該当する月数まで

④ 本会職員になった日以降に貸与奨学金の返還開始日がある方



初回返還日の属する月を 1 か月目とし、
①又は②の該当する月数まで

※貸与奨学金返還が①又は②の該当する支援期間が満了するまでに終了した場合は、当該月を最終返還月とします。

支援制度利用の申請について

支援制度の利用を希望する方は、次の書類を本会総務課へご提出ください。

①一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度適用申請書（別紙参照）

職員採用試験応募時に同時申請を行うことが可能です。その場合、採用試験面接と兼ねて選考審査を行います。お持ちの奨学生証の両面複写を申請書に添付し、本会から別途提出を求められる関係書類と共に本会総務課へご提出ください。

②貸与奨学金返還確認票

奨学金貸与が満期となる年度の後半又は奨学金の貸与終了時に、機構から貸与奨学金返還確認票が交付されます。確認票の全てを複写し、本会総務課へご提出ください。

③支援対象者となった月における貸与奨学金の借入残高がわかる書類

④その他本会が必要と認める書類

支援対象者は毎年本会が指定する日までに、奨学金を返還していることを証明する書類を提出してください。

また、返還計画等に変更があった場合は、速やかに本会へ申し出を行ってください。

※返還月額に変更があり、代理返還手続きを怠った場合、ご本人の口座から引き落としが行われることがありますのでご注意ください。

支援制度利用の選考と決定について

一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度適用申請があった際、本会はその内容の審査及び面接等によって、支援制度適用の可否を選考します。支援制度適用を決定した場合には、一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援金給付決定通知書により申請者へ通知します。一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援金給付決定通知書を受けた方は、ご自身で日本学生支援機構へ日本学生支援機構奨学金返還証明書の発行を依頼し、証明書を本会総務課へご提出ください。
※選考の結果を経て、上記奨学金返還支援制度申請から2か月後の6日が本会の初回口座振替日となります。

支援期間の継続と停止について

○支援の中断と再開

本会の就業規則に定める「産前産後の休業」「育児・介護の休業」「病気休暇」を取得している期間においては、支援（代理返還）を中断します。上記の休暇及び休業の開始日が属する月の翌月より代理返還を中断し、終了日が属する月より代理返還を再開します。

○支援の停止

本会の就業規則に定める「当然退職」「合意退職」「懲戒解雇」に該当した場合は、支援を当該事由の発令日の属する月限りで停止します。また、「産前産後の休業」「育児・介護の休業」「病気休暇」の期間終了直後に退職が見込まれる場合、あるいは退職した場合は、休暇や休業などの開始日の前日の属する月限りで支援を停止します。

代理返還を停止した際、その該当月分を既に本会が代理返還していた場合は、支援対象者は代理返還と同じ金額を本会へ返還しなければなりません。返還期日は上記に定める代理返還停止を定めた同月末日までとします。

○支援の辞退

上記以外の事由により支援期間満了前に支援を辞退したい場合は、「一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度辞退願（様式第3）」を本会に提出することで支援制度を辞退することができます。様式が必要な方はお申し出ください。本会理事長が辞退願を承認した場合、当会は「一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度辞退承認決定通知書（様式第4）」を支援対象者へ交付します。交付日の翌月をもって代理返還を終了し、当該月の代理返還を行わないものとします。



お問い合わせ

一般財団法人温知会 会津中央病院 総務課
〒965-8611 福島県会津若松市鶴賀町1番1号
TEL:0242-25-1593（総務課直通）

< 参考 >

一般財団法人温知会就業規則（抜粋）

1.（産前産後）

第 64 条 本会は、女子職員が出産する場合はその申し出により産前 6 週間、多胎妊娠の場合は 14 週間の産前休暇を与える。

2 本会は、女子職員が出産したときはその職員の申し出の有無にかかわらず、8 週間の産後休暇を与える。

2.（育児休業及び育児時間）

第 57 条 生後 1 年に達しない乳児を育てる女子職員には、規則第 33 条に定める休憩時間のほか、1 日 2 回それぞれ 30 分の育児時間を与える。

2 育児休業及び育児時間等に関する取扱は、別に定める「育児・介護休業等に係る規程」によるものとする。

3.（遅刻、早退、欠勤等）

第 44 条 職員は、病気その他やむを得ない事由のため、遅刻及び早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に上司に申し出てその許可を得なければならない。

ただし、やむを得ない事由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出て承認を受けるものとする。

この場合、定められた様式により所属上司の決裁を経て総務部長に届け出なければならない。

2 欠勤、休暇等の届出等の手続きは、別に定める「休暇取扱要領」により行うものとする。

3 傷病のため欠勤が引き続き 4 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出し、上司の許可を受けなければならない。

ただし、本会の指定する医師の診断を受けさせることがある。

4.（退職）

第 18 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは退職とする。

（1）退職を願い出て、承認されたとき

（2）定年に達したとき

（3）死亡したとき

（4）休職期間が満了し復職しないとき

5.（懲戒解雇）

第 91 条 次の各号のいずれかに該当する場合は懲戒解雇に処する。

（1）～（15） 中略

様式第1（第5条第1項関係）特別行政法人日本学生支援機構奨学金用

一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度適用申請書

年 月 日

一般財団法人温知会

理事長 南 宙史 様

所 属： _____

職員コード： _____

氏 名： _____ 印

一般財団法人温知会看護職奨学金返還支援制度規程第5条の規定により、次のとおり申請します。

採用年月日	年 月 日		
種 類	第一種 ・ 第二種 （※どちらかを○で囲んでください。）		
在学中又は卒業 学校名	(学校名) (学部学科名)		
貸与期間	年 月 ～ 年 月 (延べ 月間)		
貸与総額	円	返還総額	円
返還回数	回	返還月額	円
返還計画	(返還開始) 年 月 ～ (返還終了) 年 月		
返還済額	円	※現在返済を開始している方の み記入してください。	
返還未済額	円		

添付書類（1）看護師・助産師・保健師・准看護師添付書類免許の写し

（2）奨学金を貸与した機関が発行する貸与額、返還額及び返還期間を証明する書類

※次の事項に関して、理解・承諾する場合は□の中にレ点を記入してください。

□奨学金返還支援制度規程及び関係資料を読み奨学金返還支援制度の内容を理解しました。

□適用承認されたときは、あなたの個人情報を日本学生支援機構への手続きのために当会が使用することについて承諾します。